

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金貸付のご案内



京都府では、「母子・父子自立支援プログラム」の支援を受け、自立に向け意欲的に取り組むひとり親家庭の方に対して、家賃支払いの支援を行う「住宅支援資金」の貸付を実施しています。

## 貸付対象(次の要件をすべて満たす必要があります)

- ◎原則として、京都府内に住民登録をしている方
- ◎児童扶養手当の支給を受けている方（児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準の場合を含む）  
（所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象になります）
- ◎母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

## 貸付内容

- ◎ 貸付額 月7万円以内  
（自らが借り受け入居している住宅の家賃※管理費・共益費含む）
- ◎ 貸付期間 12ヶ月以内
- ◎ 利 子 原則無利子 ※1
- ◎ 保証人 原則不要 ※2

※1 正当な理由がなく、返還計画より遅れると、年3%の延滞利子を加算します。

※2 貸付を受けようとする方が未成年の場合は法定代理人が保証人となります。

## 返還免除

お問い合わせや相談等につきましては、お住いの市区町村の福祉事務所(裏面)に御相談ください。

次の①または②に該当する場合、貸付金の返還が免除されます。

- ① 就業していない方が、貸付から1年以内に就職し、1年間就労を継続したとき。
- ② 就業している方が、貸付から1年以内にプログラム策定時より高所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続したとき。



# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金貸付 お問い合わせ先一覧



お問い合わせは、お住まいの区の保健福祉センター 子どもはぐくみ室 子育て推進  
担当又は京都市ひとり親家庭支援センターへお願いします。

| 京都市 区役所・支所 | 連絡先          | 京都市 区役所・支所                  | 連絡先          |
|------------|--------------|-----------------------------|--------------|
| 北 区 役 所    | 075-432-1284 | 右 京 区 役 所                   | 075-861-1437 |
| 上 京 区 役 所  | 075-441-5119 | 右 京 区 役 所<br>京北出張所 保健福祉第一担当 | 075-852-1815 |
| 左 京 区 役 所  | 075-702-1114 | 西 京 区 役 所                   | 075-381-7665 |
| 中 京 区 役 所  | 075-812-2543 | 西 京 区 役 所 / 洛 西 支 所         | 075-332-9195 |
| 東 山 区 役 所  | 075-561-9350 | 伏 見 区 役 所                   | 075-611-2391 |
| 山 科 区 役 所  | 075-592-3247 | 伏 見 区 役 所 / 深 草 支 所         | 075-642-3564 |
| 下 京 区 役 所  | 075-371-7218 | 伏 見 区 役 所 / 醍 醐 支 所         | 075-571-6392 |
| 南 区 役 所    | 075-681-3281 | 京都市ひとり親家庭支援センター<br>ゆ め あ す  | 075-708-7750 |

| 市町村     | 連絡先                     | 市町村       | 担当保健所                  | 連絡先                     |
|---------|-------------------------|-----------|------------------------|-------------------------|
| 福 知 山 市 | 0 7 7 3 - 2 4 - 7 0 1 1 | 大 山 崎 町   | 乙 訓 保 健 所              | 0 7 5 - 9 3 3 - 1 1 5 4 |
| 舞 鶴 市   | 0 7 7 3 - 6 6 - 1 0 9 4 | 久 御 山 町   | 山 城 北 保 健 所            | 0 7 7 4 - 2 1 - 2 1 0 2 |
| 綾 部 市   | 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 5 2 | 井 手 町     | 山 城 北 保 健 所<br>綴 喜 分 室 | 0 7 7 4 - 6 3 - 5 7 4 5 |
| 宇 治 市   | 0 7 7 4 - 2 0 - 8 7 3 3 | 宇 治 田 原 町 |                        |                         |
| 宮 津 市   | 0 7 7 2 - 4 5 - 1 6 2 1 | 笠 置 町     | 山 城 南 保 健 所            | 0 7 7 4 - 7 2 - 0 9 7 9 |
| 亀 岡 市   | 0 7 7 1 - 2 5 - 5 0 2 7 | 和 束 町     |                        |                         |
| 城 陽 市   | 0 7 7 4 - 5 6 - 4 0 3 6 | 精 華 町     |                        |                         |
| 向 日 市   | 0 7 5 - 8 7 4 - 2 6 4 7 | 南 山 城 村   |                        |                         |
| 長 岡 京 市 | 0 7 5 - 9 5 5 - 9 5 5 8 | 京 丹 波 町   | 南 丹 保 健 所              | 0 7 7 1 - 6 2 - 0 3 6 1 |
| 八 幡 市   | 0 7 5 - 9 8 3 - 1 1 1 2 | 与 謝 野 町   | 丹 後 保 健 所              | 0 7 7 2 - 6 2 - 4 3 0 2 |
| 京 田 辺 市 | 0 7 7 4 - 6 4 - 1 3 7 6 | 伊 根 町     |                        |                         |
| 京 丹 後 市 | 0 7 7 2 - 6 9 - 0 3 1 0 |           |                        |                         |
| 南 丹 市   | 0 7 7 1 - 6 8 - 0 0 2 8 |           |                        |                         |
| 木 津 川 市 | 0 7 7 4 - 7 5 - 1 2 2 9 |           |                        |                         |

